

特別職報酬等審議会会議要旨

1. 日 時 令和8年1月30日（金） 午後2時00分～午後4時00分
2. 場 所 市川市役所第一庁舎2階 大会議室
3. 出席委員

会 長	田口 安克	副会長	瀧上 信光
委 員	小林 俊之	委 員	塩田 喜美子
委 員	鈴木 麻由美	委 員	戸村 節子
委 員	知久 有美	委 員	柳沢 泰子
4. 欠席委員

委 員	大野 京子	委 員	大橋 愛生
委 員	紺野 大輔	委 員	芝田 弘一
委 員	鈴木 北斗	委 員	中田 和典
委 員	細川 ひろみ		
5. 事務局

嶋島	総務部長	植松	総務部次長
佐藤	職員課長	八巻	職員課主幹
小林	職員課主査	富岡	職員課主査
6. 提出資料

資料17	令和7年人事院勧告・報告の概要について
資料18	令和7年人事院勧告への対応について
資料19	国家公務員特別職給料の変遷について
資料20	一般職員と特別職の年収比較
資料21	再選定した調査市の基礎情報
資料22	県内近隣市（船橋市・松戸市・柏市）との状況比較

7. 会議概要

田口会長

只今より、第4回市川市特別職報酬等審議会を開催いたします。初めに、市川市特別職報酬等審議会条例第6条第2項において、『会議は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。』とされておりますので、出席者の確認をいたします。本日は、大野委員、大橋委員、紺野委員、芝田委員、鈴木北斗委員、中田委員、細川委員から欠席のご連絡を頂いております。

従いまして、委員定数15人の半数以上の委員にご出席頂いておりますので、会議は有効に成立しております。

次に、会議公開についてです。

本日の議題については、個人情報に該当するような資料や説明はないということ、事前に事務局より聞いておりますので、非公開とする事項はございません。

この場合、原則として会議は公開することとなっておりますので、本日の会議は公開としたいと思っておりますが、賛成の方、挙手をお願いいたします。

— 全員挙手 —

田口会長

ありがとうございます。

全員賛成ということで、本日の会議は公開といたします。なお、本日の傍聴希望者はおりませんので、ご承知おきください。

田口会長

続きまして、会議次第の『2議事』に入ります。

初めに、議題の『(1)市川市一般職の職員の給与改定について』事務局に資料の説明を求めます。

事務局

(資料17～20により説明)

瀧上副会長

人事院勧告による一般職の職員の改定率は3.3%ですが、特別職の場合には、その3分の1ぐらいの率で改定されている。

この審議会では扱っている特別職の報酬について、単に人事院勧告がこれだけの改定率だったから、特別職全体もそれに準じて考えようか、ということにするのか。

それとも、国も指定職以上の引き上げ率は、一般職の半分以下の改定率になっているから、そういったことを水準として、本市においても特別職の報酬を考えるべ

きなのか。これは今後の議論の素材の1つになってくるとは思いますが、そこら辺のところをどう考えるかということが1つあると思います。

それから常勤監査委員の報酬について、一般職の部長級の最高位の給与が、年収ベースで逆転したというお話がありましたが、一般職は特別職を超えてはいけないというルールがあるのかないのかということですね。

実際の運用として、他の市で一般職と特別職が逆転するというような例はあるのかどうか。それは、制度的に一般職は特別職を超えてはならないという何らかの決まりがあるのであれば、見直さなくてはいけないけれども、必ずしもそうでないということであれば、この審議会として、据え置きも含めて検討をしてもいいのかどうか、その2点教えてください。

事務局

まず、一般職が特別職を上回ってはいけないというルール化されたものがあるのかですが、こちらにつきましては明確なルールはございません。

ですので、必ずしもその状況がだめだというような状況ではないというところがございます。

2点目の他市で逆転しているような状況があるのかどうかですが、調べた中では、そういう例はございました。

ですので、市川市と同様の状況が他市でも見られるというような状況でございます。

それから、先ほど給与改定平均で3.3%とお伝えしましたが、部長職に限っての改定率といたしましては、2.88%となっております。

以上1点補足させていただきます。

瀧上副会長

今のご説明の確認ですが、今の部長職で、給与改定により常勤監査委員の給料を逆転するというものに該当する人はいるのですか。

事務局

現在はおりません。

補足ですけれども、部長職は24名おまして、給料月額は1号給から9号給までとなっており、今日お示しをさせていただく9号給に該当する職員はおりません。

田口会長

今実際に在職する中で、一番上は何号給ですか。

事務局

4号給だと思います。

部長職の最高号給が9号給になったのが、昨年の給与改定から変わりました。

市川市は、8級9級になった際は、基本的に昇給しなくなりますが、成績が良好な場合に、1号または2号と昇給する場合があります。

今一番若い部長級が52歳です。今後は、まだ7年間部長をやっていただくので、今の段階ではないかもしれないですが、今後、成績がよければ上がっていくというようにも想定できるので、今回このような説明をさせていただいております。

A委員

号給に関する資料について何かいただいていたか。

事務局

申し訳ありません。号給に関しての資料は今までお渡ししておりません。

A委員

もし、何か参考にわかるものがありましたらお願いいたします。

B委員

人事院勧告で、改定率3.3%ではなく、正しくは2.88%ですっていうところの説明をもう一度お願いできますでしょうか。

事務局

先ほど改定率3.3%というのは、資料の18でもお示しをしておりますが、今回の改定率を全職員でならしたものが3.3%という数値となっております。

先ほど私の方から説明をさせていただいた2.88%につきましては、資料としてはお渡しをしていないという状況でございます。

この2.88%は、9級の職員、いわゆる部長職と呼ばれるものに限った改定率を計算した結果でございます。

例えば、一番若い職員が属する1級であれば4.6%という改定率になっております。

これら1級から9級までのこの改定率を均すと、3.3%という数値になります。

田口会長

毎回、こういう比較をすることによって、現状はどのようになるかという視点から、説明をいただいております。現状はいませんが、特別職である常勤監査委員の年収を部長職の最高号給者が上回るということで、そのところを比較しながら考慮するというので、この説明で出されたというところでございます。

他は、色々数字が出てると、なかなか判断しにくいということもあるかもしれませんが。ただ、数字をもとに考慮することは非常に大事なことで、そこをも

う一度見ていただければと思います。

瀧上副会長

今の議論をちょっと整理しますと、この特別職報酬等審議会については、本市の特別職の給与をどうするかということ審議するわけですが、その場合に、現行の水準でいいのか、それとも、例えば今回の常勤監査委員の給与を一般職が上回ったから、この常勤監査委員の給与だけを引き上げるのか、それとも、これも含めて特別職全体の給与の引き上げを物価の上昇等を踏まえてやるのか。

やはりそのようなことを、どういう視点でこの審議会として取りまとめて、これから審議をしていただくかということになるわけですが、その中で今はっきりしたのは、常勤監査委員と一般職の給与の逆転については、逆転してはいけないというルールはないということですし、逆転している例もある。

それから最高号給に該当する人もいないというような構造もあって、それはどのように考えるか、ということはありません。

しかし、この審議会全体としては、特別職の報酬の水準をどうすべきか、ということを検討するので、据え置くのか引き上げるのか、引き上げるとした場合に部分的に引き上げるのか、全体的に引き上げるのか、その場合の理屈をどう整理するのか、というようなことを今後議論していただくのが、検討の出発点になる。

この人事院勧告を受けた市川市の一般職の給与改定を踏まえ、近隣他市や類似市などの状況も踏まえて、今後この審議会としてどのような結論に持っていくかということは、これからの審議だと思っています。

C委員

ただいまの議論を伺ってしまして、ちょっと思い出したことがありました。

議員でいたときに、議員の給料が低いというような先輩方のボヤキがありました。

それで、「課長より低いんだぞ」と話していたことを今突然議論の中で思い出してしまいました。

今の議員の1,061万円という給与の年額ですが、これは今の一般職員のどの辺りと同じなのかということをお教えください。

事務局

部長級の下の方給ぐらいの額ですので、部長級と近いと思います。

C委員

あと、扶養手当とか住居手当とかは、これには入っていないですかね。

そうすると、また違う金額が出てくるということでしょうか。

事務局

はい。今おっしゃられたような扶養手当ですとか、或いは通勤手当ですとか、そういうところは属人的な部分になりますので、あくまで全職員を対象にした手当で、今お示ししているような管理職手当ですとか、地域手当ですとか、それらは該当の職であれば支給されますので、それをベースにお示しをさせていただいたところでございます。

瀧上副会長

給与の体系が特別職と一般職で違い、一般職は生活給なんですよ。

ですから、いろいろな要素が入ってくるわけですが、この特別職は、議員の手当としてどの水準が適切かということはこの審議会で議論をして、市民感覚も含めて、妥当だという線を示すのがこの審議会ですから、構成要素は違うということでご理解いただければ。

D委員

とりあえず今回については、一般職の職員の給与改定ということですので、これについてはもう何ら異議ないですが、ただ、今後特別職の現在の給与が妥当かどうかという審議をするに当たって、給料の他にいろいろな手当がついていて全体的にどのぐらい貰っているのか、それがまた、市議会議員についても、この給料の他にどんな手当があって、それが合計いくらになるのか。全体を見てみないと現在の給与が妥当かどうか、それが判断しにくいのかなと。

例えばよく言われている給与の他に、政務活動費だとかいろいろな活動手当があると思いますが、実際議員さんにつきましては、その給与額の他にどういったものが加算というか手当としてあって全体的にどのぐらいもらっているのかがわかれば今後の改定についての判断ができるのかなと思ひまして、その点どうなのかなと。

そういったことを知ることによってこれからの報酬の改定の関係についての意見も出せるのかなと思ひましたのでちょっとお聞きしたいです。

事務局

議員というのは、特別職の地方公務員ではありますが、常勤ではなく非常勤ですので、他にも職があって仕事ができるような状態ではあるわけです。その中で、仕事をしていることに対する対価を報酬というかたちでお支払いしています。

また、副市長や教育長というのは常勤の地方公務員で、私どもとほとんど変わらないような勤務形態で勤務をしています。そういった方々に対しては、給料や手当として支給がされています。

ですので、委員がおっしゃっていた政務活動費等と手当とは少し性質が違うとは思いますが、資料としてお出しできると思ひます。

B委員

副市長、教育長、常勤監査委員など常勤の勤務の方には、一般職と同じような地域手当や扶養手当などが付いて、常勤以外の方はそういった手当はつかないという理解でよろしいでしょうか。

事務局

資料20に記載したとおり、市長と副市長、教育長、常勤監査委員、これらのものにつくことにはなりません。

他方で議員に対しては、そういった地域手当などの手当はつかないという状況でございます。

なお、扶養手当につきましては、市長や議員などの特別職にはつかないという状況でございます。

田口会長

引き続きまして、前回の第3回会議で類似団体と近隣市の基礎情報に関する資料を配布しましたが、その類似団体を市川市の人口のプラスマイナス5万人でもう一度再設定した資料についてご説明をしていただくということで、事務局よろしくお願いたします。

事務局

(資料21、22により説明)

B委員

この今回の21と22の資料すごくわかりやすいと思うのですが、こういう整理をしたのは今までで初めてでしょうか。

事務局

今すぐ確認は取れませんが、これまで類似団体と近隣市の選定は同様の設定だったと思われれます。

前回皆様のご意見をいただいて、改めて資料を整理しましたが、おそらく今回が初めての試みだということになります。

田口会長

確かにここまで絞り込むのは初めてだなと思っております。

このように絞り込むことによって、位置付けが本当に良く分かるかなと思いますので、これはあくまでも我々の方で色々なことを決める際の1つの判断材料としていただければと思います。

瀧上副会長

人口というのは、行政サービスの対象がどのくらいの規模かということの比較になると思うので、大体規模が同じぐらいのところは従来からある類似団体とか近接自治体との比較という基準を、より範囲を近いものに絞って位置付けを明確化したということで、議論はしやすくなるんじゃないかと思います。

E委員

ここの22の資料の一番上の概要というところに、市川市が一般市で、船橋市と柏市は中核市となっているのですが、何か分ける基準があるのでしょうか。

事務局

市の中には、いわゆる政令市というものと中核市、それからそれ以外の一般市という形で、概ね3種類に分けられております。

政令市、中核市、一般市で何が違うのかというところは、端的に言えば抱えている所掌事務の範囲が広いか狭いかというところでございます。

中核市と一般市で大きく違うところは、保健所業務等を中核市は抱えておりますが、市川市のような一般市は保健所業務を抱えておらず、県の方で担当しているといった違いがございます。

F委員

県内近隣市との状況比較の財政状況で、職員数が市川市の場合は3,123人で、非正規の方の人数も結構いると思います。この職員数というのは、正規の職員数で比較されていると思いますが、人件費については、正規の職員の方のみの金額でしょうか。

事務局

人件費につきましては、こちらは正規職員と非正規職員を合わせた金額となっております。

F委員

それは他市の人件費も同様と考えていいのですか。

事務局

はい。一緒でございます。

F委員

市川市は職員数が少ない割に、人件費が船橋市さんよりもパーセンテージが高い

ですよね。

事務局

人件費の割合というのは、予算規模に応じて数字が動くものですから、予算規模は、分母が変われば少し変わるところはあります。

また、本市の会計年度任用職員は、人の単位でいうと2,500人ぐらいおりますが、正規職員の労働時間に換算すると1,000から1,500人分ぐらいになります。

それで正規職員の3,000人を合わせると4,500人ぐらいで仕事しているというような状況であります。

以前だと非正規職員というのは、物件費として計上されていましたが、会計年度任用職員制度が始まってから、人件費に組み込まれたことで、人件費というのは上がってきている現状があります。ただそれは他の自治体も一緒に、特に船橋市とか松戸市は、それぞれ保健所や病院等いろいろ持っていますので、その職員数も合わせれば、職員数はかなり多くなるということでもあります。

事務局

人事院勧告と呼ばれるものが、結果として3年間の平均値を足した分で見ると約7%上がっているかと思えます。

今までの経緯から見ると限りでは異常な上がり方で、来年度についても同様に上がる可能性はあると思っています。

今回の人事院勧告について改めて計算したところ、常勤監査委員より部長級の方が上回ることがわかりまして、皆さんにまずは情報提供が必要だと思いました。

これ自体はもう会長、副会長もおわかりのこととは思いますが、この審議会は、建議ということで委員の皆様からご意見を出すことは可能です。市長から諮問をもらって答えるものではないですので、是非ともご検討の参考になればということで、急遽となり大変申し訳ないのですが、会議を開かせていただいた次第です。

よろしく申し上げます。

田口会長

資料19のところ、これを見る限り、国と当市の特別職の給料の推移がいかにかに違うかというのがよくわかるもので、いろいろな比較をすることによって意思決定ができます。

比較することによって、最終的な意思決定をするということではないかもしれませんが、市川市の特別職の報酬の位置付けが、こういう流れを見ることによって、どんな意思決定のもとになってきたかということがわかりやすい資料だと思いました。

こういうことを比較しながら、この審議会では最終的にどういう結論を出すか、皆様の意見を反映して決めていきたいと思っています。

C委員

資料18を見せていただいて、今大きく世の中の経済状態が変わっていくときだなということ、改めてこの資料で見ることができました。

B委員

今回委員の参加人数が少ないので、次回は今回の振り返りをする時間を最初の方に設けていただけるといいのでしょうか。

事務局

委員の皆様からご要望があれば、それに対応した形で、次回進行させていただきたいと思います。

B委員

参加してないとまた温度感が変わってしまうと思うので、次回会議では、振り返りからお願いしたいと思います。

田口会長

事務局と会長である私の方で、今日来てない委員に共有するという意味で話ができるればいいなと思います。

以上をもちまして、市特別職報酬等審議会を閉会いたします。

— 閉会 —

市川市特別職報酬等審議会 会長